

パークグランディエデナ自主防災会防災計画

I 目的

この計画は、パークグランディエデナ自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

II 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 基礎的情報の収集と整備に関すること。
- (5) 他組織との連携に関すること。
- (6) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

III 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後 72 時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を 3 日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、エデナ通信、パンフレット、ポスター等の配布などによる。

(3) 実施時期

防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

IV 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、災害状況に応じ、必要な防災組織(班)を編成する。

IV-1 災害対策本部の設置

巨大地震その他災害が発生又は警戒宣言が発令された場合、自主防災会会長は災害対策本部の設置を設け、情報の収集を行い、必要な防災組織(班)を編成する(図1)。

IV-2 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、災害対策本部設置と同時に情報班を編成し、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット等による。情報の伝達は、全館有線放送、伝令等による。

IV-3 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震発生時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因である。出火防止の徹底を図るため、消防法規定による管理組合策定の「パークグランディエデナ消防計画」中の「防火管理業務の一部委託者」（以下「防火管理業務一部委託者」という。）により、次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、消火班を編成し、現場付近の者を組織して初期消火の支援する。

IV-4 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行えるように、救出・救護班を設け、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力できるよう支援する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、医療機関または応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

災害対策本部は救出・救護班員の判断により、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

IV-5 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、ただちに避難誘導班を編成し、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

習志野市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めるときは、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、災害対策本部の避難誘導の指示に基づき、住民を近くの安全な場所に

誘導する。

IV-6 給食・給水

災害対策本部は、給食又は給水の実施が必要とされた場合、給食・給水班を編成し、避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

IV-7 衛生

災害対策本部は、下水道施設の破損等でし尿処理に障害が発生したとき、衛生班を編成し仮設トイレの設置、し尿処理及び防疫対策を図る。

また、市の実施するごみ収集が滞った場合には、ごみ処理に対する指示を行う。

IV-8 防犯巡回

災害対策本部は、災害時や警戒宣言発令時の犯罪を防止するため、必要であると認めるとき、防災関係機関と連携した防犯巡回班を編成し、偽ボランティア、火事場泥棒、悪徳商法、便乗商法等の防止に努め、情報班を通じ広報活動を行う。

V 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 消火訓練
- ② 避難訓練
- ③ 救出・救護訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

総合訓練にあっては年1回以上実施する。

VI 基礎的情報の収集と整備

本会は、巨大地震その他災害が発生又は警戒宣言が発令された場合、直ちに適切な防災活動が行い被災状況を把握するため、平素より世帯台帳や要介護者台帳、人材台帳を作成し、管理組合、防火管理業務一部委託者とともに連携し、定期的に更新する。

(1) 個人情報保護

作成した世帯台帳や要介護者台帳、人材台帳は、個人情報の保護に留意し厳重に管理する。

(2) 災害弱者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害弱者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

VII 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、パークグランディエデナ管理組合、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

VIII 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

表 1 参照。

(2) 定期点検

毎年の総合訓練日を自主防災会が保有する全資機材の保守点検日とし、災害時に速やかに使用できるよう備える。

付 則

この計画は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

平成 19 年 4 月 25 日一部改正。平成 19 年 4 月 26 日から実施する。

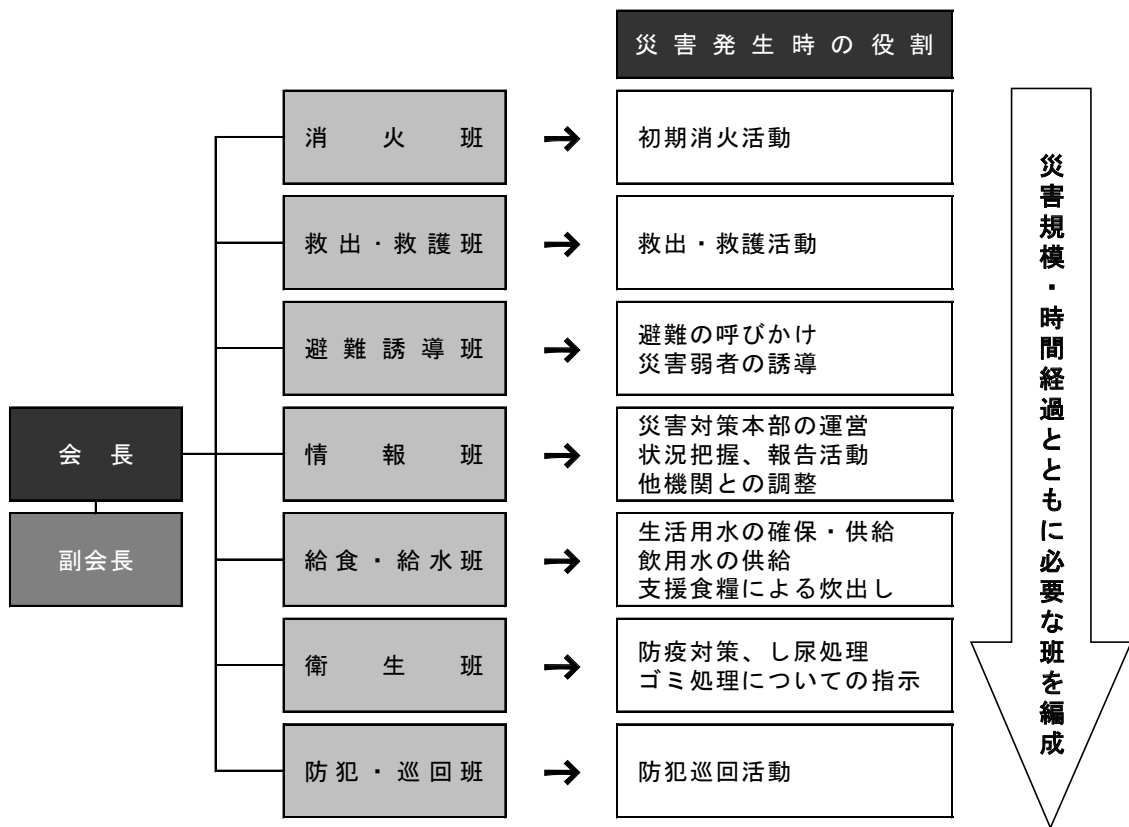


図1 パークグランディエデナ自主防災会組織図